

## 相続に関する用語集

<b>被相続人・相続人</b>	被相続人とは亡くなられた人のことで、財産を残した人です。相続人は亡くなられた人と血縁関係にあり、その人の財産を引き継ぐ権利を持つ人のことです。この権利を持つ人は法律で定められており、これを「法定相続人」と呼びます。法定相続人は原則、「配偶者」と「子・親・兄弟姉妹のいずれか」になります。
<b>法定相続分</b>	法律で定められた相続人の取り分のことです。相続人が誰になるかで取り分は変わってきます。被相続人が財産の分け方を指定していないときには、法定相続分を参考に相続人同士で話し合っ取り分を決めます。
<b>法定相続情報一覧図</b>	被相続人の法定相続人が誰になるのかを戸籍に基づいて相続人等が一覧図にしたものへ法務局の登記官が証明した書類です。
<b>戸籍謄本・戸籍抄本</b>	戸籍とは、親族関係を記録し証明するための文書のことです。戸籍謄本とは、その戸籍の内容をすべて記載した文書のこと、「戸籍全部事項証明書」が正式名称です。戸籍抄本とは、戸籍の内容の一部(個人の事項のみ)を記録した文書のこと、「戸籍個人事項証明書」が正式名称です。申請は戸籍のある市区町村の役場に行いますが、遠隔地の場合、郵送で申請することもできます。
<b>除籍謄本</b>	ひとつの戸籍にいる人全員が結婚や死亡などで抜けて、誰もいなくなった戸籍の内容を記載した文書のことです。戸籍謄本と同様、戸籍のある市区町村役場に申請します。
<b>改製原戸籍謄本</b>	戸籍法の改正により、戸籍を書き替えて新戸籍に編製することを「改製」といいます。この改製前の戸籍を「改製原戸籍」といいます。「改製原戸籍謄本」とは、その内容を記載した文書のことです。
<b>遺産分割協議書</b>	すべての相続人が遺産の分割方法について協議し明記した書類をいいます。分割方法に同意したという意味で、すべての相続人の署名と捺印が必要です。
<b>遺言書</b>	被相続人が自分の死後の財産の処分方法について書き残した文書のこと、複数の種類があります。種類によって必要な書類や手続きが異なるので、最初に種類を特定する必要があります。
<b>遺言執行者</b>	遺言の内容を実現するために、遺言で指定されたり、家庭裁判所によって選任されたりした人のことです。
<b>遺言執行者選任審判書</b>	家庭裁判所で遺言執行者を選任した場合に、その証明として発行される書類です。
<b>検認・検認済証明書</b>	「検認」とは遺言書の形状、加除訂正の状態など、検認時点で遺言書の内容を明確にし、偽造・変造を防止するための手続です。相続人が家庭裁判所に申立てることによって行います。「検認済証明書」は検認済みであることを証明する書類です。
<b>遺言書保管制度</b>	自筆証書遺言を法務局に保管し、遺言者が亡くなられた後、法定相続人等からの請求に基づき「遺言書情報証明書」の発行や遺言書の画像データの閲覧ができる制度のことです。遺言書保管制度により法務局に保管された自筆証書遺言は裁判所の検認が不要です。
<b>遺言書情報証明書</b>	法務局が発行する遺言の内容を記載した書面です。遺言書保管制度を利用した場合、遺言者の死亡後も遺言書原本は法務局で保管されますので、遺言の内容は法定相続人等の請求により「遺言書情報証明書」の提出を受けて確認します。
<b>受遺者</b>	遺言により、遺産を受取ることになった人のことをいいます。遺言で指定される人なので、法定相続人のほか縁故者や団体なども含まれることがあります。
<b>法定代理人</b>	未成年者にとって法定代理人とは、一般に親権者を指します。
<b>調停調書謄本・審判書謄本・審判確定証明書</b>	調停または審判で遺産分割を行った場合に、その結果は調書または審判書に記されます。調停調書謄本と審判書謄本はその内容を記載した書類です。審判の場合は、内容を不服として抗告することが可能なため、審判が確定していると証明する確定証明書もあわせて必要となります。

本資料は、相続手続に関する用語をできるだけわかりやすく説明することを目的としており、法律上、会計上、税務上の用語として正確性を保証するものではありません。法律上、会計上、税務上の助言等を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。弊行の法律的な見解を示すものではありません。